

安全情報の提供の拡充に関するQ & A

安全情報の公表について	
Q1	小規模事業者も安全情報をHP等で公表しなければならないのか。(3/6 追加)
Q2	事業者が公表する安全情報のうち、安全管理規程の情報は今後も概要版でもよいのか。
Q3	事業者が公表する安全情報のうち、安全管理規程の情報として、運航基準や作業基準、非常連絡表も含まれるのか。また、アルコール検査要領や、規程変更時の新旧対応表は全て含まれるのか。(3/6 更新)
Q4	安全管理規程(運航手順)の中に定時連絡箇所が記載されているが、保安上の問題はないのか。(3/6 追加)
Q5	事業者が公表する安全情報に関し、企業情報及び個人情報等は除くことも可とのことだが、官庁の電話番号や取引先の名称なども含む、緊急時連絡表全体を非公表としてもよいのか。(3/19 追加)
Q6	「輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況」は、いつ時点のものを公表すべきか。例えば、令和6年4月1日に公表する場合は、前年度(令和5年度)の重点施策及びその達成状況を公表すればよいのか。(3/6 追加)
Q7	HP等に公表する安全情報について、統一したひな形などを作成する予定はあるか。

安全情報の公表について

Q1 小規模事業者も安全情報をHP等で公表しなければならないのか。(3/6 追加)

現行制度において、海上運送法に基づき人の運送をする船舶運航事業を営む者についてはすべて安全情報の公表義務が適用されており、今回の安全情報の提供の拡充の内容についても引き続き適用対象となります。

なお、HPの準備が難しい場合は、HPでの公表でなくとも、待合所等の適切な場所に掲示いただくことでも問題ありません。

Q2 事業者が公表する安全情報のうち、安全管理規程の情報は今後も概要版でもよいのか。

安全管理規程については、概要版ではなく規程そのものが公表対象となります。なお、企業情報及び個人情報等は除いていただいて問題ありません。

Q3 事業者が公表する安全情報のうち、安全管理規程の情報として、運航基準や作業基準、非常連絡表も含まれるのか。また、アルコール検査要領や、規程変更時の新旧対応表は全て含まれるのか。(3/6 更新)

運航基準や作業基準、非常連絡表も公表対象となります。なお、企業情報及び個人情報等は除いていただいて問題ございません。

また、アルコール検査要領については、安全管理規程の一部に位置づけて作成いただいているものであれば、公表対象となります。(社内規程のような形で、安全管理規程とは別の規程として作成されている場合は、公表対象となりません。)

なお、安全管理規程変更時の新旧対応表については、その変更事項が公表いただく安全管理規程に反映されていない場合、公表対象となります。(過去の改正事項を反映させた安全管理規程が公表されている場合、新旧対応表は公表対象となりません。)

Q4 安全管理規程(運航手順)の中に定時連絡箇所が記載されているが、保安上の問題はないのか。(3/6 追加)

定点連絡の地点に関する情報を公表することが保安上の問題を惹起する場合は、保安上の措置であることを明記した上で、公表する安全管理規程から削除していただいても問題ございません。

Q5 事業者が公表する安全情報に関し、企業情報及び個人情報等は除くことも可とのことだが、官庁の電話番号や取引先の名称なども含む、緊急時連絡表全体を非公表としてもよいか。(3/19 追加)

安全管理規程を公表する趣旨に鑑みれば、緊急時連絡表が適切に定められているという事実は、公表する必要があります。

このため、公表する安全管理規程から緊急時連絡表全体を取り除くのではなく、例えば、緊急時連絡表に掲げられた企業名・組織名・個人名や電話番号などの情報のみを削除するなど、緊急時連絡表が定められているという事実はわかるような形で非公表としてください。

Q6 「輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況」は、いつ時点のものを公表すべきか。例えば、令和6年4月1日に公表する場合は、前年度(令和5年度)の重点施策及びその達成状況を公表すればよいのか。(3/6 追加)

「輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況」については、

- ・令和5年度の重点施策及びその達成状況
- ・令和6年度の重点施策

を公表くださいますよう、お願いします。

なお、重点施策については、令和5年度の達成状況等を踏まえて自身で検討した結果、変更の必要が無いと判断された場合は、令和5年度と同じものを令和6年度の重点施策として公表することでも結構です。

Q7 HP等に公表する安全情報について、統一したひな形などを作成する予定はあるか。

HP等に公表する安全情報の項目や内容については、お示しした資料を参考に、適宜公表いただくようお願いいたします。